

# 足利大学 成績評価値に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学科履修規程第7条の規定に基づき、成績評価値（グレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。)) について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目5段階の成績評価の内容に対応して4～0のグレードポイント（以下「GP」という。）を付与して算出する1単位当たりのGP平均値をいう。

2 GPA対象授業科目は、本学の授業科目とする。ただし、GPAの対象から除く科目は、別に定める。

(成績評価及びGP)

第3条 成績評価の内容によるGPは、次のとおりとする。

- (1) S (90～100点) GP=4
- (2) A (80～89点) GP=3
- (3) B (70～79点) GP=2
- (4) C (60～69点) GP=1
- (5) D (59点以下) GP=0
- (6) F (評価点なし) GP=0
- (7) G (認定単位) GP=対象外

(GPAの計算方法)

第4条 GPAは、当該学期に登録したGPA対象科目について計算するものとし、計算値は小数点第3位以下を切り捨てて表記するものとする。

2 GPAは、当該学期の授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、当該学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を当該学期の登録単位数の総和で除して算出する。

$$GPA = \Sigma (GP \times \text{当該科目の単位数}) \div \text{登録単位数の総和}$$

(GPAの通知及び活用)

第5条 GPAの学生及び保護者への通知は、成績通知書に記載して行う。

2 成績評価の内容と併せ、GPAおよびGPは学内資料に活用する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、各学部の教務委員会が審議し、各学部の教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から実施する。

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

この規程は、平成30年4月1日から実施する。